

第14号議案

中間市個人情報の保護に関する法律施行条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の中間市（以下「市」という。）における施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(費用負担)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零円とする。ただし、法第87条第1項の規定により写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの交付に要する費用は、開示請求をした者の負担とし、その額は、規則で定める。

(開示請求書の記載事項)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関（議会を除く。次条において同じ。）が定める事項を記載することができる。

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する諮問)

第5条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、中間市情報公開・個人情報保護委員会条例（令和5年中間市条例第 号）第2条の規定により設置する中間市情報公開・個人情報保護委員会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(中間市個人情報保護条例の廃止)

第2条 中間市個人情報保護条例（平成18年中間市条例第21号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前

条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱いを伴う事務に従事していた者
 - (3) 前条の規定の施行前において旧条例第12条第1項に規定する指定管理者（以下「旧指定管理者」という。）が行う公の施設の管理業務に従事していた者
- 2 前条の規定の施行前に旧条例第16条、第23条又は第27条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者若しくは同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者若しくは第1項第2号に掲げる者（次項において「旧実施機関の職員等」という。）が、正当な理由がないのに、同条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項各号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したとき、又は第1項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、同条の規定の施行前において旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4項第1号若しくは第2号に準じて作成したものを前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 4 旧実施機関の職員等が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3項に規定する保有個人情報（旧指定管理者が公の施設の管理業務を行っていた場合は、当該業務に従事していた者が前条の規定の施行前において作成し、又は取得した旧個人情報であって、当該旧指定管理者が保有していたものをいう。）を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。